

○鎌倉市スマートシティ庁内検討委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、スマートシティの取組に対する庁内の理解の促進と意識の醸成を図るとともに、関係各部等が所管する事務事業との緊密な連携により、本市の目指すスマートシティの実現に向けた庁内の推進体制を確立することを目的とした鎌倉市スマートシティ庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スマートシティの推進に係る基本方針及び構想の策定等に関すること。
- (2) 関係各部等が所管する事務事業との連携に関すること。
- (3) その他スマートシティ関連事業の企画・運営等に関すること。

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 鎌倉市副市長事務分担規則(令和2年3月30日規則第39号)第2条に規定するスマートシティ推進事業に係る事務を所管する副市長
- (2) 副委員長 前号に掲げる事務を所管しない副市長
- (3) 委員 鎌倉市事務分掌規則（平成8年3月規則第27号）第6条第1項に規定する部長、消防長、鎌倉市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第6号）第5条第1項に規定する部長。

2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を設置することができる。

2 部会の委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は委員長が、副部会長は部会長が、それぞれ指名する。
- 4 委員長は、部会相互の調整を行うため、各部会の部会長に対して合同部会の開催を求めることができる。
- 5 委員長は、部会長に対して、検討を要する事項やその期日を、指示書により指示することができる。
- 6 部会長は、委員長から指示書による指示を受けた場合は、指示書に示された期日までに、委員会に対して検討結果等の報告を行わなければならない。

(準用)

第7条 第4条及び第5条の規定は、部会長及び副部会長の職務並びに部会の意見の聴取について準用する。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、スマートシティ推進事業の所管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年(2020年)8月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年(2022年)4月6日から施行する。